

中華人民共和國商標法修正案（草案）

2012年12月28日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國商標法修正案（草案）

一、第二条第二項を、「國務院工商行政管理部門商標評審委員會は、商標復審及び登録商標無効裁定に関わる事項を含む、商標評審に関わる事項の処理について責任を負う。」に修正し、第六十条、第六十一条、第六十二条における「復審」をそれに応じて「評審」に修正する。

二、第八条を、

「文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む、自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる如何なる標識は、全て商標として登録出願をすることができる。

「商品、商品包装に使用される単一の色は、使用により顕著な特徴を取得し、当該商品をその他の商品と区別することができる場合、商標として登録出願をすることができる。」に修正する。

三、第九条に、「商標の登録出願及び使用において、信義誠実の原則を遵守しなければならない。」を第二項として追加する。

四、第十条第一項第一号を、「中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、軍隊の記章、勲章と同一又は近似したもの、並びに中央国家機関の名称、標章、所在地の特定地名又は標識性を有する建築物の名称、図形と同一のもの」に修正する。

第五号を、「『赤十字』、『赤新月』、『赤水晶』の名称、標章と同一又は近似するもの」に修正する。

第六号を、「民族的・人種的差別扱いの性質を帯びたもの」に修正する。

第七号を、「欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質などの特徴又は産地を誤認させやすいもの」に修正する。

五、第十一条第一項第三号を、「その他顕著な特徴に欠けるもの。」に修正する。

六、第十四条に、「馳名商標は、当事者の請求に基づき、商標に関わる事件の処理において認定する必要のある事実として認定しなければならない。」を第一項として追加する。

七、第十五条に、「同一種別の商品または類似する商品について登録出願する商標は、他人が先に使用した商標と同一または近似し、出願人が当該他人と前項定め以外の契約、取引関係もしくはその他の関係を有し、当該他人の商標の存在を明らかに知り、当該他人が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶する。」を第二項として追加する。

八、第十八条に、「商標登録出願又はその他の商標事務を行う場合、直接に手続を行うか、或いは国が認可した商標代理資格を有する組織に委託することができる。」を第一項として追加する。

九、第十九条として「商標代理業務に従事するものは、信義誠実の原則に従い、法律や行政法規の規定を遵守しなければならない。

「工商行政管理部門は、商標代理活動に対する監督管理を強化しなければならない。

「商標代理業界組織は、定款の規定に準拠して、会員の加入条件を厳格に実行し、業界の自主規制に違反した会員に懲戒を実行しなければならない。商標代理業界組織は、加入した会員及び会員に対する懲戒の状況を社会に対して遅滞なく公布しなければならない。」を追加する。

十、第二十条として「商標の国際登録は、中華人民共和国が加盟している関連国際条約に基づいて行なわれる。具体的な方法は、国务院工商行政管理部門が規定する。」を追加する。

十一、第十九条を第二十一条とし、「商標の登録出願などに関する書類は、紙書類形式又は電子形式によって提出することができる。」を第二項として追加する。

十二、第二十条を第二十二条とし、「商標登録出願人は、一件の出願をもって複数類別における商品について同一の商標の登録を出願することができ、具体的な方法は国务院工商行政管理部門が規定する。」を第二項として追加する。

十三、第二十一条を第二十三条とし、「登録商標を許可された使用範囲以外の商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、別途登録出願を提出しなければならない。」に修正する。

十四、第二十九条として、「審査の過程において、商標局は、商標登録出願の内容について説明又は修正する必要があると考える場合、出願人に対して「審査意見書」を出し、それを受領した日から 30 日以内に説明又は修正するよう要求することができる。出願人が期限を過ぎても説明または修正を行わない場合、商標局の審査決定には影響しない。」を追加する。

十五、第三十条を第三十三条とし、「初歩審査を受けた商標について、公告日から 3 ヶ月以内に、先行権利者または利害関係者は、それが本法第十三条、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反すると考える場合、商標局に異議を申立てることができる。公告期間が満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付して公告する。」に修正する。

十六、第三十二条、第四十九条における「15 日」を「30 日」に修正する。第五十条における「15 日」を「2 ヶ月」に修正する。

十七、第三十三条を第三十五条とし、「初歩審査を受け公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査を経て事実を明らかにした後、登録を許可するかについて決定を下し、書面で異議申立人と被異議申立人に通

知しなければならない。

「商標局が登録決定を下した場合、被異議申立人に商標登録証を発行し、公告する。異議申立人が不服する場合、本法第四十四条の規定に基づいて商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

「商標局が登録拒絶決定を下し、被異議申立人が不服である場合、通知を受領した日から 30 日以内に商標評審委員会に登録拒絶復審を申し立てることができる。商標評審委員会の決定に不服がある場合、決定を受領した日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、第三者として訴訟に参加するよう異議申立人に通知しなければならない。」に修正する。

十八、第三十四条を第三十六条とし、「法定期限が満了し、当事者は商標局が下した出願却下決定、登録拒絶決定について復審を申し立てない、或いは商標評審委員会が下した復審決定について人民法院に提訴しない場合、出願却下決定、登録拒絶決定又は復審決定が発効する。

「審査を経て異議申立が不成立で登録を許可された商標について、商標登録出願人が商標専用権を取得する期間は、初審公告され 3 ヶ月満了した日から起算する。」に修正する。

十九、第四章のタイトルを「登録商標の更新、譲渡及び使用許諾」から、「登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾」に修正する。

二十、第四十条を第四十三条とし、第三項を「他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は、その商標使用許諾を商標局に届け出なければならず、商標局によって公告される。届け出られていない商標の使用許諾は、善意の第三者に対抗できない。」に修正する。

二十一、第五章のタイトルを「登録商標争議の裁定」から、「登録商標の無効宣告」に修正する。

二十二、第四十一条を第四十四条とし、「既に登録された商標が、本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反し、若しくは欺瞞的な手段又はその他の不正手段によって登録された場合、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

「既に登録された商標が、本法第十三条、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標登録日から 5 年以内に、先行権利者又は利害関係者は商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意による登録については、馳名商標の所有者は 5 年の期間制限を受けない。

「商標評審委員会は、登録商標無効宣告請求を受けた後、関係当事者に書面で通知し、かつ期限内に答弁を行うよう求めなければならない。」に修正する。

二十三、第四十二条を削除する。

二十四、第四十三条を第四十五条とし、「商標局は、登録商標無効宣告決定を下す場合、当事者に書面で通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、商標評審委員会に複審を申し立てることができ、商標評審委員会は決定を下し、書面で当事者に通知する。当事者が商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。

「商標評審委員会は、登録商標維持または登録商標無効宣告の裁定を下す場合、当事者に書面で通知しなければならない。当事者が商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手側当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

「法定期限が満了し、当事者は商標局の登録商標無効宣告決定について複審を申し立てない、或いは商標評審委員会の複審決定、登録商標維持または登録商標無効宣告の裁定について提訴しない場合、商標局の決定または商標評審委員会の複審決定、裁定が発効する。」に修正する。

二十五、第四十六条として、「本法第四十四条の規定によって無効宣告された登録商標は、その商標専用権は最初から存在しなかったものと見なされる。登録商標の無効宣告に係わる決定又は裁定は、無効宣告の前に人民法院が既に下し且つ執行された商標権侵害事件の判決、裁定及び工商行政管理部門が既に下し且つ執行された商標権侵害事件の処理決定、並びに既に履行された商標譲渡又は使用許諾契約には遡及効を有しない。ただし、商標権侵害賠償金、商標使用料、商標譲渡代金を返さないと明らかに公平原則に違反する場合、その全部又は一部を返さなければならない。商標登録者の悪意により他人に損害を与えた場合には、賠償しなければならない。」を追加する。

二十六、第四十七条として、「本法にいう商標の使用とは、商品の出所を識別するために、商標を商品、商品の包装又は容器及び商品の取引書類に使用し、或いは商標を広告宣伝、展示及びその他のビジネス活動に使用する行為のことを指す。」を追加する。

二十七、第四十四条を第四十八条とし、「商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者名義、住所またはその他の登録事項を許可なく変更した場合、商標局は、期間を定めて是正を命ずる。期間が満了しても是正しない場合は、商標局はその登録商標を取り消す。

「登録商標がその指定商品の一般名称となり、または 3 年間連続して使用を停止している場合、如何なる単位または個人でも、商標局に当該登録商標の取り消しを申し立てることができる。」に修正する。

二十八、第四十六条を削除する。

二十九、第四十七条を第五十条とし、うちの「且つ罰金を科することができる」を「不法経営額

が5万元以上の場合、不法経営額の20%以下の罰金を科すことができる。不法経営額がない、若しくは5万元以下の場合、1万元以下の罰金を科すことができる」に修正する。

三十、第四十八条を第五十一条とし、うちの「かつ警告を与え、又は罰金を科すことができる」を「かつ警告を与えることができる。不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、不法経営額がない若しくは5万元以下の場合、1万元以下の罰金を科すことができる」に修正する。

三十一、第五十三条として、「法定期限が満了し、当事者が商標局の下した登録商標取消決定について復審を申し立てない、或いは商標評審委員会の下した復審決定について人民法院に提訴しない場合、登録商標取消決定は発効する。

「商標局は取り消された登録商標を公告する。当該登録商標専用権は公告の日から消滅する。」を追加する。

三十二、第五十二条を第五十六条とし、第五号として「他人の商標専用権を侵害する行為のために故意に便宜を図り、他人が商標専用権侵害行為を実施するのに協力した場合」を追加する。

三十三、第五十七条として「他人の馳名商標、登録商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成した場合は、『中華人民共和国反不正当竞争法』に基づいて処理する。」を追加する。

三十四、第五十八条として「登録商標に含まれる同商品の一般名称、図形、型番、或いは直接に商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表す内容、または含まれる地名について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

「立体的形状の登録商標に含まれる商品自身の性質により生じた形状、技術的效果を得るために必要な商品形状、又はその商品に実質的な価値を持たせるための形状について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

「商標登録者が商標登録を出願する前に、他人は既に同一種別の商品または類似する商品において登録商標と同一又は近似する商標を使用していた場合は、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲以内において当該商標を継続して使用することを禁止する権利を有しないが、適切な区別標識を加えるよう要求することができる。」を追加する。

三十五、第五十三条を第五十九条とし、「本法第五十六条に挙げる登録商標専用権侵害行為のいずれかに該当し、係争を引き起した場合、当事者は協議により解決する。協議しない又は協議が合意に至らない場合、商標登録者又は利害関係者は人民法院に提訴でき、また工商行政管理部門に処理を請求することもできる。工商行政管理部門は処理に当たって、権利侵害行為が成立すると認定した場合は、侵害行為の即時停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造、登録商標標識の

偽造に専ら使用される器具を没収、廃棄処分する。不法経営額が5万元以上の場合は、不法経営額の5倍以下の過料を科すことができる。不法経営額がない、若しくは5万元以下の場合は、25万元以下の過料を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施した、或いはその他の重大な情状があった場合は、より厳重な処罰を科さなければならない。登録商標専用権を侵害する製品であることを知らずに販売した者は、当該商品は自分が合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合、工商行政管理部門は販売停止を命じ、その他の処罰を免除する。

「当事者は、工商行政管理部門が前項の規定に基づいて下した処理決定に不服がある場合、処理通知を受領した日から2ヶ月以内に『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害者は、期間が満了しても提訴しない、かつ履行もしない場合、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が成立しない場合、当事者は『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき人民法院に提訴することができる。」に修正する。

三十六、第五十五条を第六十一条とし、第三項として「商標権侵害事件を摘発する過程において、商標権の帰属について争議があり、または権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起した場合、工商行政管理部門は事件の摘発を中止することができる。中止の原因が取り除かれた後、その摘発を再開しなければならない。」を追加する。

三十七、第五十六条を第六十二条とし、第一項を「商標専用権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害を受けたことによって被った実際の損失、または権利侵害者が権利侵害することによって獲得した利益に基づいて算定し、また、当該登録商標の使用許諾料を参考に算定することもできる。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大である場合、上記の方法により算定した金額の1倍以上3倍以下で賠償金額を算定することができる。賠償金額は、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含むものとする。人民法院は、権利者が挙証に尽力したが、権利侵害行為に関連する帳簿、資料は主に権利侵害者が把握している場合に、賠償金額を算定するために、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料を提供するよう命ずることができる。権利侵害者がこれを提供しない、或いは虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償金額を判定することができる。」に修正する。

第二項を、「前項にいう権利者が権利侵害を受けたことによって被った実際の損失、権利侵害者が権利侵害することによって獲得した利益、登録商標の使用許諾料を算定するのが困難である場合、人民法院は権利侵害行為の情状により100万元以下賠償する判決を下す。」に修正する。

第四項として、「登録商標専用権者が賠償を請求したのに対し、権利侵害と訴えられた者は、登録商標専用権者が登録商標を使用しなかったことで抗弁を提出した場合、人民法院は登録商標専用権者に、これより前3年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠を提供するよう要求することができる。登録商標専用権者が、これより前3年以内に当該登録商標を実際に使用したことを証明できず、また、権利侵害行為によりその他の損害を被ったことを証明できない場合、権利侵害と訴えられた者は賠償責任を負わない。」を追加する。

三十八、第五十七条を第六十三条とし、「商標登録者又は利害関係者は、他人がその登録商標専用権を侵害する行為を実施しているか又は実施しようとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しないとその合法的権益に回復しがたい損害を与えるおそれがある場合、提訴する前に、人民法院に關係行為の差し止め命令を出すよう請求することができる。

「請求人は請求を提出する際に、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合、請求を却下する。

「人民法院は、請求を受けた時点から 48 時間以内に裁定を下さなければならない。特別な事情があって延長する必要がある場合、48 時間延長することができる。關係行為を停止する旨の裁定が下された場合、直ちに実行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、再審理を 1 回申請することができる。再審理期間中は、裁定の執行を中止しない。

「人民法院が關係行為の差し止め命令を出した日から 15 日以内に、請求人は提訴しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。

「請求に過失がある場合、請求人は、被請求人が關係行為の差し止めによって被った損失を賠償しなければならない。」に修正する。

三十九、第六十六条として、「以下各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合、工商行政管理部門は期間を定めて是正を命じ、警告を与える。商標代理組織には、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科し、商標代理人には、5 千元以上 5 万元以下の罰金を科す。情状が重大である場合、商標局は当該商標代理組織、商標代理人の商標代理業務の受理を停止すると決定することができ、又決定の旨を公告する。

「(一) 商標事務を行う過程において、法律文書、印鑑、署名を偽造、変造するまたは偽造、変造したものを使用すること。

「(二) その他の商標代理組織、商標代理人を中傷する等の手段により商標代理業務を誘致するまたはその他の不正手段により商標代理市場の秩序を攪乱すること。

「商標代理組織または商標代理人は信義誠実の原則に違反し、委託人の合法的利益を侵害した場合、法により民事責任を負わなければならない、又商標代理業界組織は定款の規定により懲戒を与える。」を追加する。

四十、第六十二条を第六十九条とし、うちの「行政処分」を「処分」に修正する。

さらに、条文の順番も相応に調整を行なった。

本修正案は 201 年 月 日より施行する。

『中華人民共和国商標法』は本修正案に基づいて相応に修正され、改めて公布する。

出所：

2012 年 12 月 28 日付け全国人民代表大会ホームページを基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2012-12/28/content_1749326.htm